

2020年5月26日

出版社様あて

公益社団法人日本図書館協会
理事長名

新型コロナウイルス感染症に係る図書館活動についての協力のお願い
(公衆送信権等の時限的制限について)

平素より、出版文化の向上発展のためご奮闘いただいておりますことに、心より敬意を表します。本法人の事業に格段のご支援ご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響で、各出版社におかれましては、大きな被害を受けていることに心をいためております。

さて、4月7日の緊急事態宣言以降、新型コロナウイルスに対処するための図書館を取り巻く環境は、公共サービス機関としての役割を担うことが難しいものとなっています。

一方で、こうした状況下においても、創意工夫を凝らして、図書館の社会的使命を果たすべく、様々な努力が全国で行われているところです。

このような活動を、さらにご支援いただきたく、以下の措置につき、格別のご理解とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、すでにご協力のお願いをした出版社団体の日本書籍出版協会様からは、具体的なリストをもって依頼してはどうかとのご提言をいただき、当協会の児童青少年委員会作成の「読み聞かせでよく用いられる著作リスト」をもとに今回ご依頼させていただきます。本来は、著作権者の皆様にご許諾いただくべきことですが、図書館等の許諾依頼も出版社にしていることから、今回も同様に依頼させていただいております。このような事態の中、大変お手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

記

- 1 各図書館で所蔵された資料を用いた読み聞かせやお話し会を録音又は録画し、図書館利用者に対し、インターネットなどにより公衆送信することを、お認めいただきますようお願いいたします。

別紙添付の各出版社様の出版物について、大変お手数ですが著作権者様のご許諾の有無をご確認いただけましたら幸いです。

なお、上記の措置は、各図書館において通常のサービスが可能となり、当該図書館利用者

の自由な外出が可能となって、通常のお話会が図書館で再開された時をもって、終了いたします。

また、次の「公立図書館が行うお話し会の WEB 上の動画配信の遵守事項について」も遵守いたします。

【公立図書館が行うお話し会の WEB 上の動画配信の遵守事項について】

- ・著作権者名を明記して行う。
- ・通常図書館で行っているお話会の様子を、図書館を利用している子どもたちの家庭等で無料視聴できる方法をとる。それぞれの図書館のホームページ上で視聴できるようにすることが望ましい。
- ・広告（企業や法人）を動画配信中、画面には出さない。
- ・緊急事態宣言発令等で、図書館内でお話会が開催できない場合の都道府県内公立図書館を対象とし、例外的対応による期間限定の動画配信の許諾であることを十分各図書館は理解したうえで行う。
- ・WEB上にアップした動画配信は配信期間・時間を決めて配信し、配信期間・時間終了後はサーバー等から削除する。
- ・以上の事項を遵守したうえで、撮影配信を行う。

- ・そのほかに留意する点がある場合は、ご教示をお願いいたします。

以上です。